

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-20の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-21

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-21の文書（文書1306）は、昭和28年1月21日付けで外務省が作成した「日韓問題請求権特別取極の諸様式について」と題する内部文書であり、財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ、行き詰まりを開拓するための対策等が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-21の文書のうち、不開示由2に係る不開示部分は、2ページ（-2-）枠外上約6行分及び右から2行分であり、日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題について、日韓間における財産請求権を実質的に相互放棄となるような解決に導くほかないとの前提の下、請求権特別取極の様式について違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための対応策の詳細が記録されている。

（乙A104）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-21の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓間における財産請求権問題に関し、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果である具体的対策及び具体的な所感であり、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることがあります。また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されて

おらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A104)によれば、通し番号2-21の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。なお、下記(三)の末尾「※」につき、その欄外に「※ なお、実質的な相互放棄にはいずれにしても国内的ないわゆる債権者債務者間の不均衡の問題は不可避である。 ■■不開示部分■■■」と記録されている。

記

日韓間の請求権問題はこれが行き詰まりを開拓するためには、ヴェスチングデクリーに関する法理論は一応棚上げしてともかくも実質的に相互放棄となるような解決に導くほかない段階にあるが、これが取極めの文案を作成するに当たっては、特に次の諸点を考慮する必要がある。

(一) この取極めによって日韓間の請求権問題を後腐れないよう円満に解決すること

(二) 違憲論や国内補償の問題を起こさないこと ■■■不開示部分■■■

(三) 既存の条約に抵触したり将来予想される他の国(特に中国)との交渉に悪影響を及ぼしたりしないこと。この点については在北鮮日本財産の取扱いに慎重な考慮を要する。※

以上の点を考慮しながら、特別取極の二、三の様式について簡単にその問題点を摘記すれば、次のとおりである。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-21の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年当時、請求権問題に関して実質的に相互放棄となる解決を導くための請求権特別取極の様式につき、違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための具体的対応策又は具体的な所感であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-21の文書の不開示部分に記録されている情報は、請求権問題に関する外務省内部の検討結果ではあるが、専ら国内的な問題である違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための具体的な対応策又は具体的な所感に係るものであり、しかも昭和28年当時のものにすぎないから、既に日韓間で請求権協定が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるとする的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-21の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-21の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報

に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-21の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、①日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、②請求権問題に関して専ら国内的な問題である違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための具体的な対応策又は具体的な所感に係るものであり、しかも昭和28年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-21の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-21の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-21の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号2-22の文書（文書315）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、昭和33年3月20日、同年4月3日、同月15日、同年7月7日、同年8月11日に各開催された板垣アジア局長（当時）と韓国柳公使（当時）との日韓問題に関する会談要旨が記録されており、このうち不開示部分は、同年8月11日に開催された板垣アジア局長と韓国柳公使との会談に関する部分にある49ページ枠外に記録されている部分（なお、枠内の黒塗り部分は本件訴訟の対象外である。）であり、日本政府が大村収容所からの仮釈放問題を取り扱うに際して、独自に入手した情報に基づき、韓国側の本件に対する対応ぶりに関して率直な評価が記録されている。

（乙A22）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-22の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府が、大村収容所からの仮釈放問題を取り扱うに際して、独自に入手した情報に基づく、韓国側の本件に対する対応ぶりに関して率直な評価であるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、将来も起こり得る外国人の釈放業務の手法や政府部内の連絡体制が明らかにされることから、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

通し番号2-22の文書は、全体にわたって「大村収容所からの仮釈放に関する情報」が記録され、文書末尾には括弧書きで日本政府側の対応方針が記録されており、それらの記載が開示されているにもかかわらず、不開示部分であ

る枠外の墨塗り部分のみを不開示とする必要性は全く識別できないし、被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における日本政府の仮釈放に関する方針が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A22)によれば、通し番号2-22の文書の不開示部分は、昭和33年8月11日付け「柳公使、アジア局長会談要旨」と題する文書中の本文欄外部分であり、その本文の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一、8月11日柳公使はアジア局長を来訪、別添のエード・メモワールを持参したが、その要旨は左のとおり。

- (1) 病院、婦女子について仮放免の相談があれば韓国側としては人道上の見地から異論を述べる積もりはない。
- (2) 問題の25名は収容3年以上という理由ではなく、病人、婦女子であるとの理由により仮放免されるという点を強調したい。
- (3) 仮放免者は、将来は韓国の指定する港に送還されるものとする。
- (4) 保証金の支払い、身元引受人の選定は専ら代表部又はその指定する者が行う。
- (5) 右諸点につき合意が成立した場合は、かかる合意は全面会談において

て問題が最終的に解決をみるまでのプロヴィジョンナルなものと了解する。

右エード・メモワールに対して、アジア局長より (1), (2)は事実に反する偽装であり、特に (3), (4)は全く話にならざる旨を指摘され、韓国側の提案は問題とはならず、本文書は受け取れない旨述べられたが、柳の懇請もあり、やむなく受け取られた趣。

(なお、今後の方針については、韓国側の遷延策に深入りすることは避け、既に協議の整った●●●の3名の仮釈放—韓国側には通報済み
（注）一を今週一杯待って、来週早々実施するラインで進むこととなつた。)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-22の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和33年当時、大村収容所からの釈放問題につき、日本政府が独自に入手した情報に基づいて行った韓国側の対応ぶりに対する評価の具体的な内容であると推認することができるが、本件全証拠によつても、当該情報が将来も起こり得る日本政府による外国人の釈放業務の手法や日本政府部内の連絡体制に関する情報そのものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-22の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和33年当時における大村収容所からの釈放問題という個別的・具体的な問題に関する韓国側の対応ぶりに対する日本政府の評価であり、日本政府による外国人の釈放業務の手法や日本政府部内の連絡体制に関する情報そのものではないから、当該評価が当時の日本政府において独自に入手した情報に基づいて行われたものであったとしても、大村収容所からの釈放問題については既に日韓間で解決されるに至つてのことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓

国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるとするに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-22の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-22の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-22の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和33年当時における大村収容所からの釈放問題という個別的・具体的な問題に関する韓国側の対応ぶりに対する日本政府の評価であり、日本政府による外国人の釈放業務の手法や日本政府部内の連絡体制に関する情報そのものではなく、大村収容所からの釈放問題も既に日韓間で解決していることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-22の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-22の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-22の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号2-24の文書（文書321）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、昭和33年9月22日及び同月12月19日に各開催された山田事務次官（当時）と韓国柳公使（当時）との会談要旨が記録されており、このうち不開示部分は、5ページ（-5-）及び5ページ（-5-）直後の1枚であり、同年12月19日に開催された山田事務次官と韓国柳公使との会談の要旨、及び、それに対する日本政府部内での検討の様子として、山田事務次官が李ラインの撤廃を強く要求した後の韓国側の対応ぶりについての極めて否定的な評価が記録されている。

（乙A24）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、山田事務次官と韓国柳公使との会談の様子、及びそれに対する日本政府部内での検討の様子等であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国等との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び

将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A24)によれば、通し番号2-24の文書の不開示部分は、昭和33年12月19日付け「山田事務次官、柳公使会談要旨」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一、アジア局長より伺ったところによれば、本会談においては、次官より相当強く、「李ライン」の撤廃を要求し、韓国側が右に同意すれば文化財についても現に国有のものを大衆的見地より引き渡す旨の意向を表明し、特に「李ライン」問題をめぐって激論が闘わされた趣。(なお本会談において次官より柳に対し張暉根を早急に帰任せしめるよう要請された。)

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、山田事務次官が李ラインの撤廃を強く要求した後の韓国側の対応ぶりについての極めて否定的な評価であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和33年当時における日本側の要求への韓国側の対応ぶりに対する否定的な評価にすぎず、本件全証拠によつても、当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過し、

その間に日韓間で日韓基本条約等が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-24の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-24の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとても、② 昭和33年当時における日本政府による李ラインの撤廃要求に対する韓国側の対応ぶりに対する外務省職員の評価にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-24の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-24の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号2-25の文書（文書322）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和34年1月6日から同年11月14日までの間に開催された沢田首席代表と柳駐日韓国大使との合計15回にわたる会談の各要旨により構成されており、このうち、不開示理由2に係る不開示部分は、昭和34年1月12日に開催された第30次会談に係る部分にある16ページ（-16-）1行目及び17ページ（-17-）右から4行目であり、沢田首席代表と柳駐日韓国大使との会談において、私有文化財の問題について、沢田首席代表が「私が最近考えていることであるけれども」との前置きの後に述べた同代表の極めて個人的な外交上の懸念が記録されている。

（乙A105）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓間において問題となっていた私有文化財の問題に関する、日韓両国間での率直なやり取りにおいて交わされた日本政府の沢田首席代表の個人的見解であり、将来の外交上の懸念が記録されており、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については、細心の注意をもってこれを確保する必要があることから、これを公にすることにより、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における日本政府高官の個人的かつ率直な発言内容が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれやその懸念に係る交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交交渉や外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における日本政府高官の個人的かつ率直な発言内容が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はなく、日韓間において問題となっている私有文化財の問題に関する外交交渉に不利益を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A105)によれば、通し番号2-25の文書の不開示部分は、昭和34年1月12日付け「第30次沢田柳会談要旨」と題する文書中にある、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 柳の求めにより会見したところ、柳から日韓問題について、その後発展はないかと聞いたので、沢田からまだ新閣僚が決まっていないでござたごたしているようなので、本問題についてお話しすることは別にないと答えた。

二 柳から、今日の新聞で林が辞意を表明したというので、自分も驚いたわけであるが、電話で聞いてみたところでは、別にそういうことはないようだ。昨年から余り長くなり過ぎるので、息抜きしたいと言っていたのが、ああいうふうな通信になって伝わったのだと思う。したがって、26日の会談再開の時までには、帰ってくると思っていると述べた。

ついで柳から、文化財について、私有のものは全然だめであるのか、そのうちの主なものだけでも追加してもらえるとなると、大変良いと思うのだがと言ったので、沢田から日本側では政府が私有財産に手をつけ始めたということになると、非常な社会不安を起こす危険があるので、政府としてはそういうことはできないと思う、したがってこの点はこの際持ち出さぬよう韓国側も断念するよう貴方から言ってやってもらいたい、それのみならず私だけが最近考えていることであるけれども、日本としては、■■■不開示部分■■■同様の問題が起こることがありますしないかと懸念している。したがって、その時政府が私有財産までもあばき出すという懸念を一般に与えることがあれば、私のいう社会不安を一層拡大することにもなるので、どうしても私有財産尊重の建前を貫かなければならぬと思っているのだと答えたところ、柳は自分としても日本政府が国有のものについて考慮するという建前であることは、本国にもしばしば言ってやっているが、今の貴方のいう■■■不開示部分■■■とは全然思いつかなかつたことで、その辺に懸念しておられるということを本国にいってやりましょうと述べた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、私有文化財の問題に関して、日本の沢田首席代表が柳駐日韓国大使に対して述べた個人的な外交上の懸念が記録されていると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓両政府間で現に行われた交渉時の私有文化財の問題に関する具体的な発言の内容に係るものであり、しかも昭和34年当時の日本政府高官の個人的な見解にすぎないから、既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定が締結されていること、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後にお

ける時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、私有文化財の問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるものとはいえない。そして、上記各部分に関しては、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ エ したがって、通し番号2-25の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○ (2) 小括

以上によれば、通し番号2-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ (情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-25の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 日韓両政府間で現に行われた交渉時の私有文化財の問題に関する具体的な発言の内容に係るものであり、しかも昭和34年当時の日本政府高官の個人的な見解にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実

質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-25の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-25の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-26

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-26の文書(文書350)は、昭和35年11月28日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓会談に対する見方に関する件」と題する文書であり、日韓国交正常化に向けた第五次日韓会談予備会談に対する見方について日韓両国の政府高官の率直な見解が記録されている。

2 通し番号2-26の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、前田北東アジア課長が、来訪した韓国政府高官と懇談した際に、同韓国政府高官の経歴及び人物評価、同韓国政府高官が発言したときの状況等が具体的に記録されている。

① 1ページ(-1-) 約4行分(以下「不開示部分①」という。)

この部分には、11月24日及び同月28日に前田北東アジア課長を来訪した韓国政府高官との懇談により、本件文書を作成するに至った経緯が具体的に記録されている。

② 2ページ(-2-) 2行目から10行目までの9行分(以下「不開示部分②」という。)

この部分には、上記韓国政府高官の経歴及び人物評価等が具体的に記録されている。

③ 8ページ(-8-) 6行目から7行目までの2行分(以下「不開示部分③」という。)

この部分には、上記韓国政府高官が発言したときの状況等が具体的に記録されている。

(乙A106)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 2-26 の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓国交正常化に向けた第五次日韓会談予備会談等に対する見方について情報を提供した上記韓国政府高官の経歴及び人物評、情報を提供した経緯及び発言した際の状況等であり、上記韓国政府高官も、非公式かつ内密に情報を提供したものであるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、情報提供や協力を得ることが困難になり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法 5 条 3 号及び 6 号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40 年以上も前における非公式かつ内密に提供された韓国政府高官による情報が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、韓国では日韓会談における外交文書は全面的に開示されているのであるから、いまさら、40 年以上も前における韓国政府高官による情報を日本が明らかにしたからといって、韓国との間で、今後、情報提供や協力を得ることが困難になるおそれがあるとの蓋然性はない。
- (2) 本件各文書に係る変更決定により、外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示理由 2 に該当しないことが明らかとなっている以上、通し番号 2-26 の文書の不開示部分に日本政府関係者による韓国政府高官の人物評、韓国政府高官の発言が含まれているとしても、開示された情報と比べて、当該不開示情報をいまだ隠さなければ

ばならないとすべき合理的な根拠はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A106)によれば、通し番号2-26の文書の不開示部分の前後の記載は、要旨下記のとおりであると認められる。

記

■■■不開示部分①■■■ 11月24日及び28日前田を來訪、種々懇談するところがあったが、彼の第五次日韓会談予備会談等に対する見方次のとおり。

■■■不開示部分②■■■

1. 第5次会談も聞くところでは余り進捗がないようであるが、これは、自分たちがいわば予想したとおりの事態である。巖公使や全潤根弁護士にどの程度の見識があつて会談に臨んでいるか疑問である。もちろん韓国側代表団は今次会談に先立ち従来の会談の記録などを持ち寄つて対処方針につき検討を加えていたのは知っているが、それは全く事務的な打合せにとどまり、例えば請求権については過去に提示した項目及びその金額をそのままもう一度寄せ集めたにすぎず、その結果旧態依然たる法外な請求から少しも改まっていない。つまり、日本側に示して、日本側が討議の基礎として受け容れ得るような合理的なものにしようとする構えは全くなかつた。どの程度譲り、どの程度ならのんでよいとの政治的な決定も行われていない。これはただに請求権の問題にとどまらず、各懸案に通ずる韓国側の内情であるから、代表団として韓国側から積極的に提案するものは何もなく、ひたすら日本側を打診し、日本側からの提案を引き出すとの態度をとることになっている。これは事務屋として

最も楽な態度であり、従来の韓国の会談に臨んできた方針に重大な変更を加えるような意見具申をし、その責任をとるだけの人間がいない。

2. 4月の革命を経ても、事務屋の頭はそう切り替えられてはいない。特に日韓会談の事務当局たる陳弼植や嚴永達の考え方は極めて古い。（中略）。また、彼らは、日本のいわゆる対韓経済技術援助の構想についても同様にかたくなな考え方を持っており、その背後にある日本の韓国に対する経済的再支配の野望を忘れてはならないとの公式論を振り回し、そういう構想を頭から問題にしない態度であり、誠に遺憾である。

3. こういう事情を知っているので、自分は今度の予備会談が余り進展を見ないと聞いてさもありなんと思った次第である。このままでは今後の会談も結局従来のように大した成果もないままに中絶となるのではないかと心配している。そこで自分として特に申し上げたいのは、日本側としてこの際まず外交関係をひらき、諸懸案の解決はその上でじっくり時間をかけてやる方向を強く打ち出される時機ではないかということである。従来の李承晩政権下ではこの考え方は進め得ようもなかったが、代表部を相互主義で設置することは、桑港平和条約発行の際、書き物ではつきり約束されているところであるし、韓国の駐日代表部だけで存続していることの一方性について、韓国政府として後ろめたさを感じているのは確かであるから、この際改めて代表部のソウル設置方日本側から申し出られるようお勧めする。■■■不開示部分③■■■（裁判所注：なお、この直後の行間に「（注）この点久保田大使來電第291号（別添）による崔德新の考え方と通ずるものあり」と挿入されている。）この代表部代表として大使級の方が来られれば張勉総理や鄭一亨外務部長官とも隨時親しく面談されることが多くなり妙な事務当局より邪魔されないで、日本側の真意が韓国側高官に伝えられることとなり、今のような会談方式を繰り返すより余程好結果を生みやすいものと確信する。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-26の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

当該文書を作成するに至った具体的経緯

(イ) 不開示部分②

当該文書に記録されている発言をした韓国政府高官の経歴及び人物評価等

(ウ) 不開示部分③

上記(イ)の韓国政府高官が発言したときの状況等

ウ そうであるとすれば、通し番号2-26の文書の不開示部分に記録されている情報は、外務省職員が当時の韓国側の内情等を聴取した韓国政府高官の経歴・人物評、当該聴取をするに至った経緯及び当該韓国政府高官が発言したときの状況等であって、その聴取内容も昭和35年当時の第五次日韓会談予備会談に関するものであるが、上記アの認定事実（韓国側の内情の暴露、韓国側会談担当者に対する批判、日本からの提案の方法について助言等を含む内容であることなど）及び弁論の全趣旨によれば、当該聴取が秘密裡に行われたものであり、かつ、日本側担当者と当該韓国政府高官との間で当該韓国政府高官が日本側に情報提供をしたことを一般に公開しない旨の約束があったものと推認することができることに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、当時の韓国政府高官が日本側に非公式かつ内密に情報を提供した条件を日本側が反故することとなり、韓国との信頼関係が損なわれる可能性がないとはいえない（そして、以上のような当該情報の内容や非公開約束の存在等に鑑みれば、これを公にすれば、日本側担当者が韓国政府関係者から外交交渉上必要な情

報を秘密裡に入手することが困難になるから、外交事務の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性もないとはいえない。）。

エ 以上によれば、通し番号2-26の文書の不開示部分に記録されている情報は、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（また、当該情報は、事務事業情報（同条6号）に当たるものであると認められる。）。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

（2）裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記（1）で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号2-26の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法5条3号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

（3）小括

以上によれば、通し番号2-26の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号及び同条6号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号2-26の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を検討するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号2-27

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-27の文書(文書386)は、外務省北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

(1) 昭和35年9月20日付け「宮内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」と題する文書

(2) 昭和38年3月11日付け「針谷参事官の宮内庁書陵部往訪の件」と題する文書

(3) 昭和39年3月11日付け「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する文書

2 通し番号2-27の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、日韓会談に向けて外務省と宮内庁との間で行われた宮内庁図書の韓国への寄贈についての打合せにおける内部的な率直な意見及び検討結果として、西原宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいた行われた調査の結果が具体的に記録されている。

① 22ページ(-22-)下から2行目から23ページ(-23-)上から3行目までの約5行分(以下「不開示部分①」という。)

② 25ページから28ページまで(-24-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

(乙A107)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間の引き続き重要な関心事項である文化財返還問題に関し、公表されることが全く想定されていない内部的な率直な意見、検討結果であるから、これを公にするこ

とにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の信頼関係を損ない又は国の事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における当時の宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいた行われた調査の結果が明らかになったからといって、韓国との間で、文化財返還問題に関して、現在及び将来の信頼関係を損ない又は行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A107）によれば、次の事実が認められる。

（ア）前提事実（各論）1(1)の文書には、要旨「宮内庁書陵部所在の書籍（これには、日韓併合前に渡來した徳川幕府楓山文庫、旧多紀家、旧徳山毛利家のものを承継した朝鮮本74冊が含まれている。）には皇室費で購入したものと一般行政費で購入したものと2種類あり、いずれも物品管理法の適用を受ける宮内庁が所蔵する朝鮮本は、上記の書陵部のもの以外に、当時の国立国会図書館支部内閣文庫所蔵の190冊（これらは、紅葉山文庫、昌平坂学問所の所蔵本のほか、明治20年代に民間から購入又は献納を受けたものであって日韓併合前に渡來したものである。）がある。」と記録されている。

同(2)の文書には、宮内庁の図書寮にある曾禰本及び統監府本の目録（なお、当該目録には、曾禰本152部762冊、統監府本11部90

冊が列挙されている。) 及びこれに対する説明 (曾禰本及び統監府本は、いずれも朝鮮出版になるものである。このうち、①曾禰本は、明治43年に曾禰氏から東宮職に献上されたもので、その半数が漢籍、他の半数が朝鮮関係の著述 (いずれも漢文) であり、②統監府本は、伊藤公が日本に持参されたものを伊藤氏の死後皇室側と統監府との間の話し合いで明治44年に皇室に献上されたものであり、朝鮮関係の著述 (いずれも漢文) である。図書寮としては、これらが朝鮮においていかなる方法で入手されたか等は全くわからない。) のほか、その取扱いに関する宮内庁の意向 (宮内庁としては、曾禰本及び統監府本とともに、① 正規の手続を経て入手したものであり、② 皇室としてなくてはならないものではないが、学会としては貴重なものも多く含むので、できるだけ多く残しておきたいなどとされている。) が記録されている。

- (イ) 通し番号2-27の文書の不開示部分は、前提事実 (各論) 1(3)の文書中にあり、不開示部分①の前後の記載は、下記のとおりである

記

3月11日午前10時、外務省針谷参事官 (森田事務官随行) は、宮内庁に西原書陵部長、土井図書課長を訪ね、会談に備えて宮内庁図書の韓国への寄贈について打合せを行った。

針谷参事官から会談の現段階と外務省の方針への協力を依頼したのに対し、西原書陵部長から、次の発言があった。

- (1) ■■■不開示部分①■■■
- (2) 宮内庁としては、寄贈本のうち貴重な本は、コロタイプにし、その他のものは一切マイクロにとって残しておきたく、その費用は外務省で考えてほしい。
- (3) マイクロは府内でとれるようになっているが、現在高松宮家の本を3年計画でマイクロにしていて、その第2年度が終わったところ

である。韓国に寄贈する場合には高松宮家の本の方を中止してその本をマイクロにとる。ただし、そのマイクロを取り終わる期間まで韓国への寄贈を待つてほしい。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-27の文書に記録されている情報は、昭和39年当時、宮内庁図書の韓国への寄贈について、西原宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいた行われた調査の結果であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-27の文書の記録されている情報は、昭和39年当時における宮内庁図書の韓国への寄贈についての宮内庁担当者の具体的意見等であるが、被告は、当該情報の内容との関係でこれを公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠を何ら明らかにしていない上、当該文書が作成されてから40年以上経過しており、その間に、日韓間で文化協力協定が締結され、また、宮内庁図書中の朝鮮本についてはその具体的な内容やその取扱いに関する昭和38年当時の宮内庁の意向等が他の行政文書の一部開示部分により明らかにされていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。そして、上記各部分に関しては、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-27の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-27の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、①日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、②宮内庁図書の韓国への寄贈についての宮内庁担当者の具体的意見等であって、昭和39年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-27の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-27の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-28

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号2-28の文書(文書506)は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説八」と題する文書であり、日韓国交正常化に向けた第六次日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省の見解が記録されている。
- 2 通し番号2-28の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、伊闊アジア局長の「日韓交渉の回顧」に記録されているものであり、昭和37年3月12日から17日にかけて小坂外務大臣と崔長官で行われた会談に関して伊闊アジア局長、前田北東アジア課長及び柳谷北東アジア課首席事務官が協議した際の率直な見解として、伊闊アジア局長の崔長官に対する否定的な評価が具体的に記録されている。
 - ① 299ページ(-292-) 3行目から7行目までの約4行分(以下「不開示部分①」という。)
 - ② 301ページ(-294-) 1行目から2行目までの部分(以下「不開示部分②」という。)
 - ③ 301ページ(-294-) 4行目から5行目までの部分(以下「不開示部分③」という。)
 - ④ 301ページ(-294-) 8行目から9行目までの部分(以下「不開示部分④」という。)

(乙A108)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-28の文書の不開示部分に記録されている情報は、第六次日韓会談の評価に関する外務省アジア局内部協議において交わされた率直で忌憚の

ない意見の一部であって、公にすることは全く想定されていないものであり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る國の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における当時の外務省アジア局長の韓国政府高官に対する否定的な評価が明らかになつたからといって、韓国側からの反発があるとも思えないし、ましてや、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A108）によれば、通し番号2-28の文書の不開示部分は、引用された伊関アジア局長の「日韓交渉の回顧」中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

伊関： 私の3年半の交渉を通じて一番不愉快だったのは、あのときだ。

何にもならん、むしろ逆行しちゃったんだからね。■■■不開示部

分①■■■向こうも期待はずれだったかもしれないが、こちらから

みても、事務的に固めたことよりも一歩下がった線を彼はいうんだね。文化財の問題なんかでも、そうだったね。私が「文化財委員会で事務的に話をまとめていることを、政治折衝といつて外務部長官が来て、それより一歩下がったことをいうとは何事だ。」といって文句をいったのを覚えている。

池田さんが政治折衝にあんまり熱がなかったものだから、向こうもやる気をなくして、つい外務大臣会談ということになっちゃったんだね。向こうは岸さんか誰かに来てもらって金鍾泌が自分でやるつもりだったんじゃないかな。しかし、あれほど低いレベルのものになるとは、こっちも思っていなかつた。少しこれは進展があるかと思ったら、むしろ逆行したんだね。

柳谷：あのときだったですか。別室で伊闌局長と文哲淳とが会って請求権の金額を、おまえからいえ、そっちからいえではいかんというんで、お互に紙に書いてイチ、ニッ、サンで渡そうということにした。その前たしか1億ドルという数字が局長の頭にあったけれども、会談の雰囲気からみて、少しさばを読もうというので、7000と書いて出したら、向こうはちょうど10倍の7億と書いてきたとかいう・・・

[注：前記会談（17日）記事参照]

前田：とにかく、私もあのときは横に座っていて不愉快というか、事務的につらいんで、何か話しがもう少し進まんか進まんかと思っていたけれども、どうにも抜き差しならんようなことになってしまって・・・。■■■不開示部分②■■■見ていてもつらかった。あんな別れ際というのはあのときだけですね。

伊闌：■■■不開示部分③■■■

柳谷：その晩、文哲淳なんかとみんなで赤坂で飲んで、お互に意気投

合したことがあったですね。■■■不開示部分④■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-28の文書の不開示部分に記録されている情報は、伊丹アジア局長が自己の日韓会談における個人的経験を踏まえて述べた崔長官に対する否定的な評価であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-28の文書の不開示部分に記録されている情報は、当時の外務省職員が自己の経験を踏まえて個人的な回顧として行った当時の韓国政府高官に対する否定的評価にすぎず、本件全証拠によっても、当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書から作成されてから既に40年以上経過しており、日韓両政府の人的構成も当時のものとは同一でないことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-28の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-28の文書の不開示部分に記録されている情

報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-28の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、①日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、②当時の外務省職員の当時の韓国政府高官に対する評価に関する個人的見解にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-28の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-28の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-28の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-29の文書（文書520）は、昭和37年12月1日付で外務省が作成した「大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿」と題する文書であり、同年12月10日から13日にかけて訪韓予定であった大野自民党副総裁等議員団の名簿、行事日程表、訪韓中の「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書により構成されている。
- 2 通し番号2-29の文書のうち不開示部分は、外務省職員が作成した昭和37年12月1日付け「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書中にある次の部分であり、いずれも訪韓中に注意すべき言動等が具体的に記録されている。
 - ① 8ページ（-8-）下から4行目から9ページ上から4行目までの約8行分（以下「不開示部分①」という。）
 - ② 9ページ（-9-）下から2行の約1行分（以下「不開示部分②」という。）
 - ③ 10ページ（-10-）上から7行目から8行目までの約2行分（以下「不開示部分③」という。）

(乙A109)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-29の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、外務省が独自に有している情報に基づいて分析した韓国に対する率直な見解であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機

閣の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る國の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によつても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における訪韓中に注意すべき言動等として外務省が検討した情報が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとも思えないし、ましてや、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A109）によれば、通し番号2-29の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

韓国人の対日感情は最近大変よくなつたといわれておりますが、戦前の日本と韓国との関係が深くて長かつただけに、彼らの日本人に接する気持ちは複雑なものがあるように見受けられます。最近もこうした事情を考え入れなかつた某日本人の発言が大問題をひき起こした例があります。日韓関係が微妙な段階にさしかかり、韓国人との間に無用の摩擦や誤解を生じないよう特に注意しなければならないときであるので、御如才ないことは思いますが、念のために特にご注意願いたい事項を思いつくまま2,3あげてみました。

1. 往々にして、日本の36年間の朝鮮統治について意見を求められるこ

とがありますが、■■■不開示部分①■■■そういう議論に引き込まれないようにすることが一番望ましいのですが、どうしてもそれについて何かいわなければならないようなはめになった場合には、「いたずらに過去のいきさつや、感情にこだわっていることは日韓双方にとって決していいことではない。我々は今や日韓関係の新時代を築くために手を取り合って進まねばならない。少しでもその助けになればという積もりで訪韓した次第である」というような発言にとどめられることが最も無難ではないかと思われます。

○ 2. 一般的の外国の場合と違って周囲の韓国人は全部日本語を知っていると考えて行動されることがよろしいと思われます。従って、車中やホテルのボーイのいる席などで、■■■不開示部分②■■■言動は極力慎またいと思います。

なお、適当な機会を捉え、「新政権の下、韓国国民が軍官民をあげて国家再建、民生安定のため献身的に活動しておられることに、隣人として敬意を表する」というような表現をされることは効果が多かろうと考えられます。

○ 3. ■■■不開示部分③■■■言葉は韓国の人達にとってそのプライドを甚だしく傷つけられたと感ずるようですから、国を指す場合は「大韓民国」又は「韓国」、人を指す場合は「韓国民」又は「韓国人」というようご留意願いたいと思います。

また、地名について、「京城」は避け「ソウル」と呼んでいただきたいと思います。その他の地名は日本式読み方で結構です。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-29の文書の不開示部分に記録されている情報は、当時の韓国情勢を踏まえ、訪韓する大野自民党副総裁等議員団等の言動について注意喚起を促した事項であって、韓国人との関係で避けるべき言動の具体的な内容であると推認することができます

きる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-29の文書の不開示部分に記録されている情報は、そこで用いられている表現自体は、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものである可能性が否定できないが、当該文書は、昭和37年当時の韓国情勢を踏まえ、一般論として韓国人との関係で避けるべき言動の具体的な内容を指摘する趣旨のものであり、当該文書が作成されてから40年以上経過しており、日韓間では国交正常化後現在に至るまでに政治、文化、経済その他あらゆる方面での相互交流が進んでいることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、当該情報が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものとまではいえず、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-29の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（仮に、当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に該当するとしても、上記ウで指摘した諸点、殊に、当該情報が記録されている文書が、昭和37年当時の韓国情勢を踏まえ、一般論として韓国人との関係で避けるべき言動の具体的な内容を指摘

する趣旨のものであることに鑑みれば、当時の日本政府が当該情報に含まれる韓国国民を蔑視し又はその自尊心を害し得るような表現等を許容する趣旨でないことは明らかであり、これを公にしたとしても直ちに韓国国民の反日感情を呼び起こすものとは断じ得ないから、当該情報が情報公開法5条3号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、不合理であり、外務大臣の裁量権の範囲を逸脱しているといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-29の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-29の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和37年当時の韓国情勢を踏まえ、一般論として韓国人との関係で避けるべき言動の具体的な内容を明らかにしたものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまでいえない。

したがって、通し番号2-29の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-29の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-29の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-30

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-30の文書(文書718)は、外務省が作成した文書であり、日韓国交正常化に向けて懸案となっていた漁業問題、在日韓国人の法的地位問題、財産請求権問題を協議するために昭和37年3月12日に開催された小坂外務大臣と崔長官との間における日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針、発言応答要領、今後の対策等が具体的に記録されている。

2 通し番号2-30の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

① 38ページ(-21-)下から5行目から39ページ(-22-)上から5行目までの約10行分(以下「不開示部分①」という。)

小坂外務大臣と崔長官との間における日韓政治折衝における発言応答要領であり、在日韓国人の法的地位に関し、国籍確認問題への対応についての政府部内の率直な見解が記録されている。

② 42ページ(-25-)下から2行目から43ページ(-26-)上から2行目までの約4行分(以下「不開示部分②」という。)

上記日韓政治折衝後の昭和37年3月14日に外務省北東アジア課において開催された同折衝の今後の進め方に関する打合せ会議における小坂外務大臣の発言内容であり、同折衝における韓国側の対応についての率直な意見が個人的所感を交えて具体的に記録されている。

(乙A110)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示部分①について

通し番号2-30の文書の不開示部分①に記録されている情報は、日韓国

交正常化に向けて開催された日韓政治折衝において、在日韓国人の法的地位のような機微な事項に関して国籍確認問題に対する日本政府の対応についての率直かつ具体的な見解であるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、この問題を巡って韓国政府と国民から要望や圧力が高まれば、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

(2) 不開示部分②について

通し番号2-30の文書の不開示部分②に記録されている情報は、日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝に関する、外務省内での率直な検討の様子等が個人的な所感を交えて具体的に記録されているものであり、今もってしても韓国人の国民感情を逆なでしかねないものであるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省内での見解等が明らかになったからといって、それが原因となって、在日韓国人の法的地位問題に関する韓国政府や韓国国民からの要望や圧力が高まる蓋然性は考えられないし、また、韓国側からの反発があるとも思えず、ましてや、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 2 に係る不開示情報該当性について

(情報公開法 5 条 3 号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠 (乙 A 110) によれば、通し番号 2-30 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、小坂外務大臣と崔長官との間における日韓政治折衝における発言応答要領である「在日韓国人の法的地位問題」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 総論 (日本側より発言すべき点)

法的地位問題については、委員会における討議において、問題の焦点と思われる在日韓国人に対する永住権付与の範囲をはじめ、各問題点にわたって日韓双方がお互いの立場をよく理解し、問題解決のために真摯な努力が続けられているので、今後ともこのような空気をさらに助長し、本件の急速かつ円満な解決に努めたい。

2. 国籍確認問題 (日本側から進んで発言せず、韓国側からふれてきた場合のみ取り上げる。)

(この問題については、韓国側は、在日朝鮮人 60 万人の全てに対し、対人主権を主張せんとして「在日韓国人は韓国国民であることを確認する。」との趣旨の規定を協定上に設けることを主張している■

■■不開示部分①■■■よって、韓国側が国籍確認条項を主張してきた場合には、次のとおり反駁することとする。)

(1) 本協定の対象者を協定上で「大韓民国国民」と規定することにより韓国側の希望は十分充たされると考える。

(2) 「在日韓国人は韓国国民である。」というような条項をおく必要

性は全くない。また、協定にこのような条項を設けることは、日本国内に北鮮に忠誠を誓う朝鮮人がいるという現実を全く無視することであり無用の紛糾を招くものであり、日本政府としては到底同意できない。

(以下略)

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、昭和37年3月14日付け「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会議概要」と題する文書中の本文にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

■■■不開示部分②■■■

2. 伊闇局長より数字を出さないとなると、池田・金会談で双方から数字を出すと約束したことでもあり、いわばけんかを買うことになり、また、このようなことが第三国に伝わると、韓国側に分のあるような形になりかねない。よって、同じけんか別れをするにしても、金額としては出し得る最大限のものを出しておく方が、アメリカが調停に入るような場合にも、日本側は十分なことをやっているのだということになるから都合がいい。よって■■■通し番号1-97の不開示部分■■■という数字を持ち出すことにしたいと述べ、杉代表もこれに賛成、皆で小坂大臣の説得に努めた。

3. 最後に小坂大臣は池田総理に訴えて決めてもらおうと述べられた。

(後刻総理より■■■通し番号1-97の不開示部分■■■それも■■■通し番号1-97の不開示部分■■■近い数字で交渉してくれとの指示があった。)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-30の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することがで

きる。

(ア) 不開示部分①

日韓政府間の交渉における発言応答要領として、国籍確認問題への対応についての政府部内の率直な見解

(イ) 不開示部分②

韓国側の対応につき、小坂外務大臣が個人的所感を交えて述べた率直な見解

ウ そうであるとすれば、通し番号2-30の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時の日韓会談の議題であった国籍確認問題や日韓会談における韓国側の対応に関する率直な見解であるところ、⑦ 不開示部分①の見解については、本件全証拠によつても、これと現在における在日韓国人の国籍確認の取扱いとの関係は一切明らかにされておらず、不開示部分②の小坂外務大臣の見解については、仮にこれに韓国国民の感情を逆なでし得る表現が含まれていたとしても、それは当時の韓国側の対応についてのものであること、⑧ 本件全証拠によつても、⑨これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであること及び⑩不開示部分②に係る小坂外務大臣の見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであることを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約、請求権協定及び法的地位協定が締結され、また、日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における

時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-30の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○ (2) 小括

以上によれば、通し番号2-30の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法5条6号の該当性について）

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-30の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② ⑦日韓政府間の交渉における発言応答要領として、国籍確認問題への対応についての政府部内の率直な見解や⑥韓国側の対応につき小坂外務大臣が個人的所感を交えて述べた率直な見解であり、これらの問題については既に日韓間で請求権協定及び法的地位協定が締結されていることなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-30の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業

の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-30の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-30の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-31

通し番号2-31の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報該
当性については、(別紙5) 通し番号4-5で併せて説示する。

(別紙5) 通し番号2-32

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-32の文書（文書1116）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、寺内正毅朝鮮総督が山口県立山口図書館に寄贈した書籍である寺内文庫についての概要が記録されている。
- 2 通し番号2-32の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、寺内正毅朝鮮総督（以下「寺内総督」という。）が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯についての赤裸々な説明が記録されている。
 - ① 73ページ（-44-）下から5行目から3行目までの約2行分
この部分は、昭和40年4月14日付け外務省北東アジア課森田事務官作成の「寺内文庫朝鮮本調査出張報告」と題する文書中の「3 今回の出張調査、(a)寺内文庫朝鮮本の性格」に記録されている部分にある。
 - ② 157ページ（-72-）上から5行目から6行目までの約2行分
この部分は、昭和40年5月17日付け外務省北東アジア課作成の「田川孝三博士の寺内文庫調査報告」と題する文書中の「田川博士発言要旨」に記録されている部分にある。

(乙A111)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-32の文書の不開示部分に記録されている情報は、寺内総督が在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯であるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、韓国政府と国民から引渡しを求める要望や圧力が高まれば、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

(情報公開法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

(1) 被告の上記主張によつても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

(2) 既に、平成8年(1996年)に寺内文庫のうちの135点が慶南大学に寄贈されるなど、民間での返還運動も成果を上げているなかで、40年以上も前における寺内総督による書籍持帰りの経緯(いわゆる「寺内文庫」の収集経緯)が明らかになったからといって、韓国との間で、文化財返還問題における、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

もし「寺内文庫」の収集経緯を明らかにすることで、文化財返還問題に関して韓国政府と韓国国民からの引渡しを求める要望や圧力が高まる懸念があるとすれば、「寺内文庫」の収集経緯が、まさに、寺内総督による朝鮮文化財略奪の経緯を赤裸々にする情報であることを意味しているといわざるを得ないが、そのような情報を隠すことで、国が、韓国との信頼関係や国の事務の適正な遂行が保持できると考えるのであれば、それは、情報公開法の趣旨を理解していないといわざるを得ない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A111)によれば、通し番号2-32の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、昭和40年4月14日付け外務省北東アジア課森田

事務官作成の「寺内文庫朝鮮本調査出張報告」と題する文書中にあり、その前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

1. 寺内文庫朝鮮本に対する韓国側見解

昭和37年2月、韓国側提出の「返還請求韓国文化財目録」の(2)統監及び総督等により搬出されたものとして「寺内正毅 典籍書画仏像」と記されている。これに対する従来の韓国側の説明は、次のとおりである。

(中略)

2. 前田北東アジア課長の調査

(中略)

3. 今回の出張調査

今回の出張調査は、前記の前田課長の報告に基づき、山口県図書館及び山口県女子短大図書館にある朝鮮本を具体的に1冊ずつ調査することを目的とした。

田川孝三博士と森田は、(中略)調査した。

調査結果、判明した主な事項は次のとおりである。

(イ) 冊数

1. 県立図書館蔵

七書大全 7部50冊

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

(ロ) 寺内文庫朝鮮本の性格

別添田川孝三「桜園寺内文庫朝鮮本調査報告」に1冊ずつ調査の要点が記入されている。それによれば、貴重書とみるべきもの(A印)は、寺内家の県立図書館に帰宅した中の正祖王書帖3冊、及び県立女子短大図書館蔵の高句麗広開土王碑拓本である。そのうち後

者は、他にもあるので、眞の貴重本は前者のみといえよう。

寺内文庫朝鮮本は、別添山口県文書館石川卓美の「寺内文庫について」及び田川博士報告にみられるごとく、寺内総督が生前任地で朝鮮の名士から寄贈を受けあるいは購入取得したものである。■■

■不開示部分①（不開示理由2）■■■「朝鮮総督府之印」「帝室図書之章」の押されている「七書大全」であるが、これとて朝鮮総督府に重複本が多く、その一部を昭和5年児玉政務総監が寺内文庫に寄贈したものであり、韓国がこの引渡しを受けたとしても、特に有り難がるものではないと思う。（別添宇佐川三郎氏より寺内中将あて書簡参照）

寺内文庫の図書は、上記のようであるので、韓国側の認識の点であることを説明する必要はあると思うが、まず田川博士の報告会をひらいて学術的立場からの意見を聴取した後に、今後の方針を決めては如何かと思われる。

なお、出立前に橋本知事にあえなかつたが、岸本総務部長に挨拶した際に、外務省として寺内本を引き渡すことに決定した場合には、外務省は山口県東京事務所を通じて連絡する旨伝えて了承を得た。

また、私たちの滞在中■■■不開示部分■■■が本件を取材し、6日、面会を求めてきたが、知事に相談した後、杉山課長と共に支局長を訪問して記事としないように依頼して了承を得た。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、昭和40年5月17日付け外務省北東アジア課作成の「田川孝三博士の寺内文庫調査報告」と題する文書中の「田川博士発言要旨」の部分にあり、その前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

別添報告書につき要点を説明。同書中に記されたように寄贈された

もの、購入されたことの明らかなものがある。寺内総督が文化愛好家であったので、自然にこれだけのものが集まつたものである。

内容についていえば、尺牘法帖類中に貴重なものは少なく、その多くが後人の模写である。冊本文書にも版が新しいものが多く、当時自由に購入でき現在韓国には多くあると思われるものであり、学術的に貴重なものとはいえない。その意味で仮にこれを韓国側に渡すとしても日本学会の損失というようにはならない。しかし現在日本に韓国の古本が入っていないという点からみると、これらの書は貴重なもので高価なものである。

■ ■ ■ 不開示部分② ■ ■ ■ 山口県立山口図書館にあるいわゆる衛夫人活字本の三経四書大全中に「帝室図書之章」、「朝鮮総督府図書之印」の押されたもののみである。これとて朝鮮には当時 15 部—30 部の重複本があり、その中から送られてきたものである。

韓国側がなぜ寺内本を請求するのか、その理由を質し、もしそれが総督府の権限をもって強奪したものというのなら、その妥当しないことを反駁し、しかるのちに処置を考えるべきであろう。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 2-32 の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも寺内総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯として田川孝三博士の見解等が具体的に明らかにされたものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号 2-32 の文書の不開示部分に記録されている情報は、寺内総督が朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯という過去の事実の調査報告に関するものにすぎず、被告は、このような経緯（なお、上記アの認定事実によれば、少なくとも従来の日本側の説明と明示的に齟齬する経緯が記録されていることは考えられない。）を公にすれば韓国側の信頼関係を損なうこととなる具体的根拠を明らかにしていない上、本件

全証拠によっても、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めると足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-32の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-32の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-32の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② いずれも寺内総督が

朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯として田川孝三博士の見解等が具体的に明らかにされたものという過去の事実の調査報告に関するものにすぎず、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-32の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-32の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-32の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号2-33の文書（文書1120）は、外務省が作成した文書であり、日韓文化財引渡しに関し、外務省内で検討された内容が具体的に記録されている複数の文書によって構成されており、このうち、不開示理由2に係る不開示部分は、韓国に対する文化財引渡しの手続に関して我が国が負担している費用等が記録されている。

- ① 29ページ（-28-に「次ページ不開示」と記録されている部分。以下「不開示部分①」という。）
- ② 107ページ（-106-。以下「不開示部分②」という。）

（乙A112）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた文化財返還問題、韓国に対する文化財引渡し手続に関する外務省内部における検討の様子であり、引き渡した文化財にかけた費用や評価額であるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における引き渡した文化財にかけた費用や評価額に関する情報が明らかになつたか

らといって、韓国との間で、文化財返還問題に関して、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A112)によれば、通し番号2-33の文書の不開示部分②は、「韓国に対する文化財引渡経費(啓発宣伝費)」と題する文書中にある、不開示部分②の前には、運搬費、保存用資料作成費、寄贈用資料作成費につきそれぞれ費目ごとの具体的な金額が記載されている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも韓国に対する文化財引渡しの手続に関して我が国が負担している費用等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、既に日韓間で実施された文化財引渡しの際に日本政府が負担した費用等にすぎず、被告は、このような費用等を公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠を何ら明らかにしていない上、本件全証拠によつても、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保

護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-33の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-33の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 既に日韓間で実施された文化財引渡しの際に日本政府が負担した費用等にすぎず、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-33の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-33の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-34

第1 前提事実（各論）

通し番号2-34の文書（文書1126）は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説10（「X 再開第6次会談」）部分であり、日韓国交正常化に向け再開した第6次会談に関し、外務省内で検討された内容が具体的に記録されている複数の文書によって構成されており、このうち、不開示理由2に係る不開示部分は、「(3)米国政府の会談推進」と題する項目中にある64ページ（-64-）上から4行分であり、バーネット米国国務次官補代理が後宮アジア局長を訪れて吉田元総理の訪韓を要望したことに対する外務省の対応として、韓国の国民感情を逆なでし得るような理由を挙げて、これを否定した部分である。

(乙B113)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化に向けた第6次会談再開前に検討された吉田元総理訪韓に関する外務省内部での忌憚のない率直な意見であるから、これを公にすることにより、韓国及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

また、通し番号2-34の文書の不開示部分とされている韓国の世論等の動向や国内事情等を分析・検討した内容は、いわば客観的な事実又はそれに対する外務省の評価にすぎないのであり、日本政府が、日韓会談当時の歴史認識を根本的に転換し、植民地支配不当論の歴史認識に立ち、新しい日本と韓国との関係を築き始めている現在、これらの文書を公開したからといって、韓国との間で信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認める相当の理由があるとは考えられない。しかも、通し番号2-34の文書のうち本件訴訟の提起後に追加開示決定がされた部分に記録されている情報は、例えば、日韓会談における日本側の譲歩の割合として「さりとて「8」対「2」や「9」対「1」のバーゲンでは、日本側でも国会や世論の支持が得られないで、せいぜい「7」対「3」のかねあい程度とならざるを得ない」という程度のものであつたにもかかわらず、処分行政庁は、これが公にされると韓国との信頼関係や国の事務の適正な遂行に支障を生じるとの理由で不開示としていたのであり、上記追加開示に至った具体的理由も明らかにされていないことを考慮すると、従前の不開示とする判断基準が相當に曖昧であったことは明白であり、通し番号2-34の不開示部分が被告主張のとおりであったとしても、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はないといわざるを得ない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙B113)によれば、通し番号2-34の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 通し番号2-34の文書は、「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説10(「X 再開第6次会談」)部分であり、不開示部分は、

「2 会談の停頓」の「(3) 米国政府の会談推進」の項にある。

(1) 通し番号 2-34 の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

(3) 米国政府の会談推進

その間、米国政府は、積極的に日韓会談を妥結させようとする熱意を続けていた。韓国に対しては、64年8月17日に新任のブラウン在韓米大使は李東元外務部長官と会談した後の共同声明で「米国は日韓両国の懸案の早期妥結のため可能な限り支援する。」「日韓国交正常化後も米国は韓国に対する経済、軍事援助を引き続き強化する。」と述べ、10月1日、パンディ米国務省極東問題担当次官補が訪韓した際、10月3日の李外務部長官と会談後の共同声明で「日韓両国の国交正常化がアジアの平和に重要な後見をする点に合意し、またこの問題に関する韓国の世論が超党的立場に立脚した国家利益を認識するようになるとの希望を表明」「国交正常化交渉の早速な時日内に再開できるよう希望」「パンディ氏は日韓問題の成功的妥結できるよう米国が適切な方法で支援する用意があると既に表明したことを再確認した」と述べた。日本側に対しては5月27日在韓ドハティ米公使がエマーソン在日米公使とともに後宮アジア局長を訪れた際に、会談の進展し得る環境を作るために、日本側としても、大平・金了解の無償供与か政府間長期低利借款の実施を始める。韓国からの輸入制限の緩和、留学生受入の配慮などが必要であると語っていた。

また、9月26日、エマーソン在日米公使は、黄田外務次官に対し、トーキングペーパーを手交して、その中で韓国内の対日感情を改善し、日韓会談を妥結の方向に導くために必要であるとして、日韓国交正常化は韓国では党派的問題としてではなく、全国民的目標とすべきこと、

韓国政府は日本との経済交流により得る利益を国民にPRすべきこと、請求権によって得る資金の使用について不正の起こらないことを野党に保証するための方法の必要、会談妥結の前後に日本側から過去が遺憾であった意を表明すること、日本漁船の拿捕を防ぐために日韓双方が節度を守り挑発を避けること、日本政府機関のソウル設置を努力すべきこと、吉田元総理の訪韓を考慮すべきこと、会談妥結前に日韓の経済関係を拡大すべきことなどを明記していた。

米国政府が日本政府に対しことに熱心に要望したのは、このトーキングペーパーにも記されている吉田元総理の訪韓である。これは 1963 年に日本政府の中共向け延払い輸出の決定や周鴻慶事件により日華関係が悪化した際、1963年12月に吉田元総理が訪台して対日感情の好転に努めた役割を高く評価したことにあるが、8月21日にエマーソン在日米公使が後宮アジア局長に対し李東元外務部長官がブラウン在韓米大使に対して要望があったとして吉田元総理の訪韓を要望し、8月27日にライシャワー駐日米大使が椎名外務大臣に対して同件を要望し、さらに9月にバーネット国務次官補代理が訪韓の帰途、9月15日に後宮アジア局長を訪れて同じく吉田元総理の訪韓を要望した。その際には「韓国政府要路者は、まず吉田元総理が近く韓国を訪問し、日本による韓国統治につき謝罪する趣旨を明らかにされるならば、その後に韓国側は、外務部長官を長とする代表団を日本に送り、閣僚レベルでの全面会談を再開し、一気呵成に妥結を図る。閣僚級会談開催の数日前に漁業交渉を再開し、大綱の合意に達した後、上記の閣僚級全面会談に切り替えるとの構想をもっている。」と伝えており、謝罪使の役割を期待したのであった。 ■■■不開示部分■■■

吉田元総理訪韓の件は、外務省の幹部会で「時期尚早」と決定し、吉田元総理に対し「訪韓の際に韓国は具体的なお土産を期待している

と予想される事情から、その時期でない」と伝え、吉田元総理も、外務省の意見に同意し、「日韓交渉妥結後のお祝いなら行っても良い」と語っていた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、バーネット米国国務次官補代理が後宮アジア局長に要望した吉田元総理の訪韓につき、外務省がこれを否定するとともに、その理由として韓国の国民感情を逆なでし得るような理由を挙げた部分であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、その内容のみに着目すれば、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものである可能性がないとはいえないが、当該情報自体は、日韓会談が完全に停頓状態にあった時期のものであり、昭和39年当時外務省が米国を要望した吉田元総理の訪韓を拒否したという公知の事実の日本側からみた背景事情の一つにすぎないこと、証拠(乙A55)によれば、当該文書は、日韓基本条約の締結後に日本側からみた日韓会談史を明らかにするために当時の関係資料を整理するなどして作成された文書の一部であること、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、直ちに現在の韓国国民の反日感情をあおるものとまではいえないから、現在においてなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるることはできないというべきであり、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事

情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めると足りる的確な証拠はない。

エ したがつて、通し番号2-34の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（仮に、上記情報の内容が現在においてもなお一般的に韓国人の反日感情をあおり得るものであったとしても、上記ウで指摘した諸点、殊に当該情報が、昭和39年当時のもので既に40年以上経過しており、日本側で編纂した歴史的資料に登載されているものであることに鑑みれば、当該情報を情報公開法に基づき開示すれば韓国国民の反日感情を呼び起こすおそれがあるとの外務大臣の判断は合理性を欠くというべきである。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法5条6号の該当性について）

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-34の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② バーネット米国国務次官補代理が後宮アジア局長に要望した吉田元総理の訪韓につき、外務省がこれを否定するとともに、その理由として韓国の国民感情を逆なでし得るよ

うな理由を挙げた部分にすぎず、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-34の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-34の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-36の文書(文書1139)は、外務省北東アジア課が作成した次の文書その他の対韓強硬措置に関する複数の文書によって構成されている。

- (1) 昭和35年2月27日付け「対韓強硬措置に関する省内会議に関する件」と題する文書
- (2) 昭和35年2月26日付け「対韓強硬措置をとる場合第一段階としてとるべき措置(試案)」と題する文書
- (3) 昭和35年3月3日付け「対韓強硬措置に関する第Ⅱ回省内会議に関する件」と題する文書

2 通し番号2-36の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

- ① 13ページ(-13-) 5行目から10行目までの約6行分(以下「不開示部分①」という。)

上記1(1)の文書の「Ⅲ代表部問題」の項目中にあり、「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法としての一方策が詳細に記録されている。

- ② 45ページ(-45-) 6行目から15行目までの約8行分(以下「不開示部分②」という。)

上記1(2)の文書の「1在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり、在日韓国代表部に対する措置の具体的方法として複数の方策が試案として詳細に記録されている。

- ③ 54ページ(-54-) 上から6行目から12行目までの7行分(以下「不開示部分③」という。)

上記1(3)の文書の「Ⅲ在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり、

在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中的一方策について検討した内容が詳細に記録されている。

(4) 58ページ(—58—)上から5行目から59ページ(—59—)1行目までの9行分(以下「不開示部分④」という。)

上記1(3)の文書の「Ⅲ在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり、在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中的一方策について検討した内容が詳細に記録されている。

(乙A114)

○ 第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であり、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、國の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 2 に係る不開示情報該当性について

(情報公開法 5 条 3 号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠 (乙 A 1 1 4) によれば、通し番号 2-36 の文書の不開示部分につき、次の事実が認められる。

(ア) 前提事実 (各論) 1(1) の文書は、昭和 35 年 2 月 27 日付け「対韓強硬措置に関する省内会議に関する件」と題する文書であり、日韓交渉決裂の事態に備えるために作成された書面を基礎として、昭和 35 年 2 月 27 日に実施された省内関係局課会議の結果を報告するものであるところ、このうち、不開示部分①は、「Ⅲ 代表部問題」の項にあり、その前後の記載は下記のとおりである。

記

在日韓国代表部に対する措置は、前述の如く相互主義の徹底としてとられるものである ■■■ 不開示部分① ■■■ 及び準領事官待遇の停止及び政府の交渉相手として認めないとの決定、通報のみが適當かつ充分であろうとの意見が支配的であり、この場合、韓国側は代表部を当然引き揚げると予想される。

これに対し、日本側の措置が日本側による国交断絶を意味すると解される可能性があり、現状の善惡はともかく、Status quo を日本側が最初に破ったとの批判を韓国側がなすとも考えられ、国際的にも、PR 上、不利な立場に立たされるのではないかとの意見が述べられた。

これに対し、代表部の閉鎖が日韓両国相互に代表機関を他国に設置するものとする昭和 27 年 4 月 28 日付け交換公文の韓国による不履行に対する当然の措置として説明が可能であり、かつ、代表機関の閉鎖が大国間でもよく実施されることもあり、法理的にも、PR 上も、さして問題はないのではないかとの意見が述べられた。

プロトコール上の観点から、儀典室眞崎書記官より、現状が相互主義でない以上、試案の内容に特に異論はないが、実施に際しては、多数の自動車を含む代表部あるいは部員の財産処理の問題がある旨述べた。

(イ) 前提事実（各論）1(2)の文書は、昭和35年2月26日付け「対韓強硬措置をとる場合第一段階としてとるべき措置（試案）」と題する文書であり、不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 在日韓国代表部に対する措置

■ ■ ■ 不開示部分② ■ ■ ■

2. 仮入国許可及び査証発給上の措置

仮入国許可及び査証発給のいずれについても原則としてこれを停止する。（我が在外公館への申請は全て本省経伺扱いとする。）

3. 特例上陸許可に関する措置

全ての特例上陸許可を原則として停止する。

したがって、空港におけるショア・パスの発給を全面的に停止し、航空旅客の乗換えは同一空港における至近便連絡のみを認め、その乗換え待ちの場所はO1Qエリアに限定する。

4. 在日一般韓人に対する措置

在留資格の変更は一切認めず、在留期間更新許可は大幅に制限し、再入国許可も原則として停止する。

5. 韓国人新聞記者に対する措置

I. Dカード発給等により韓国人記者に与えている諸般の便宜を全面的に停止する。

6. 韓国軍人、軍艦、軍用機に対する措置

日米合同委員会議事録により認められている特別の簡易手続を厳格

に適用し（現在かなりルーズに適用されている），要すれば現行手続を一層制限的に修正することを考慮する。

7. 退去強制手続上の措置

戦前よりの在日韓人のうちいわゆる刑余者及び終戦後の密入国者に対するこれまでの取扱い方針を再検討し，また不法入国者の上陸防止態勢を強化する。

- (4) 前提事実（各論）1(3)の文書は，昭和35年3月3日付け「対韓強硬措置に関する第Ⅱ回省内会議に関する件」と題する文書であり，昭和35年3月3日に開催された関係局課長等の会議の結果を報告するものであるところ，不開示部分③及び不開示部分④の前後の記載は，下記のとおりである。

記

III 在日韓国代表部に対する措置

試案2. のうち，韓国人の人口・滞在に対する大幅制限に関しては，特に議論はなかったが，相互主義の原則に基づき，これを第1段階において施行することは異論がないようであった。

■■■不開示部分③■■■

まず法規課より，代表部設置に関しては昭和27年4月28日平和条約発効日付の交換公文により，相互に他国の代表部設置を認めていいるが，韓国側が我が国の代表部設置を認めていないことについて，韓国側の注意を文書によって喚起したことの有無について質問が出され，更に，代表部の閉鎖が相互主義の原則の徹底という名目で行われる以上，改めて日本側代表部の設置要求を申し入れ，先方が断った後に閉鎖を求めるのが，韓国代表部の存在は日本側の一方的恩恵によつていたものであることが明白化して望ましいとの意見が述べられ，これに対し，北東アジア課柳谷，池部両事務官より，日本側は，朝鮮動乱時

及び動乱後の2度にわたり日本代表部の設置を文書をもって申し入れ、いずれも断られていると述べ、三宅審議官より、最近は、どうせ断られると分かっているので申し入れていないと述べた。（中略）これに関連して国連局より、代表部閉鎖要求は法律上は報復行為（retortion）として正当化されるが、対外的には、特に、国連等の国際場裡においては、status quoを最初に破る、けんかを売ることになり、その点問題があるとの慎重論が述べられた。これに対し柳谷事務官より、李ライン警備強化、国連への提訴、国際赤十字への解決依頼等の他の想定される措置が程度の差こそあれ時間がかかり、韓国政府に対し、実質的にさほど痛いと感じられないと思われるが、一方、韓国における反日国民感情をかり立てられる可能性が大である点、いずれも難色があるのに対し、韓国代表部の規制は韓国政府により、面子の上からも、また、在日韓人の掌握という韓国の対日重要政策の不能化という実質的な打撃からも一番痛い点であり、かつ、韓国国民感情を必要以上に刺激することもない点、代表部の閉鎖とまではいかなくとも何らかの規制を行うことが望ましいのではないかとの意見が述べられた。

■ ■ ■ 不開示部分④ ■ ■ ■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合にとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和35年当時の日韓会談が決裂した場合における対韓強硬措置の一部にすぎず、本件全証拠によても、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針

等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-36の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-36の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合にとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法にすぎず、

当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-36の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2. 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-36の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号2-37の文書（文書1143）は、次の文書によって構成されており、いずれも日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」について外務省内部で検討した内容が具体的に記録されている。

(1) 昭和35年3月付で外務省が作成した「日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置（試案）の大要」と題する文書

(2) 昭和35年3月2日付で北東アジア課が作成した「日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置について（試案）」と題する文書

2 通し番号2-37の文書の不開示部分は、次の部分であり、いずれも想定される「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置に関する、外務省内での率直な検討の様子等が具体的に記録されている。

① 2ページ（-2-）6行目から8行目までの3行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、上記1(1)の文書中にある。

② 11ページ（-11-）9行目から11行目までの約3行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、上記1(2)の文書中にある。

(乙A115)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等であって、外務省内の検討内容を具体的に記載したものであるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関

係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、外交上の戦略が明らかになれば、今後の韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A115）によれば、通し番号2-37の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

（ア）不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(1)の文書中の「II 具体的措置」の「1. 在日韓国代表部に対する措置」部分であり、その前後の記載としては、「II 具体的措置」として「3. 国際司法裁判所への提訴」、「4. 赤十字国際委員会へのあっせん依頼」、「5. 李ラインの警備強化及び漁船保護措置」、「6. 李ライン問題ないし抑留漁夫問題の国連提訴」、「7. 通商貿易上の措置」、「8. 北鮮貿易」、「9. 米国のあっせん」がそれぞれ掲げられているほか、下記のとおりであると認められる。

記

I 基本的態度

日韓交渉の推移及び国論の動向に鑑み、やむなく日韓会談を打ち切り何らかの強硬措置を執らざるを得なくなった場合にも、かかる措置を執る本来の目的は、かかる措置が終局的には日韓友好関係の樹立に貢献するといふいわば「雨降って地固まる」という計算と期待の下に行われるべきである。したがって、各種の想定される強硬措置を執るに当たっても、一つの措置が連鎖的不可避的に他のより強硬な措置を誘発することなきよう、また、両国の国民感情を不必要に刺激することなきよう留意し、少なくとも当初の方針としては控え目かつ漸進的な措置を選ぶべきである。また戦略的にはなるべく李承晩政権と柳大使以下の在日代表部とに攻撃を集中することが得策と考えられる。

II 具体的措置

1. 在日韓国代表部に対する措置

■ ■ ■ 不開示部分① ■ ■ ■

2. 韓国人予備在日韓国人に対する措置

(省略)

上記1. 及び2. の措置はいずれも現在日本側が一方的な恩恵として与えている待遇を、相互主義の原則に基づき、全面的に停止するか又はこれに近い待遇にまで切り詰めるものである。

(以下、省略)

(1) 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(2)の文書中の「2. (在日韓国代表部及び在日韓人に対する措置)」の項にあり、その前後の記載としては、「1. (基本的態度)」、「3. (国際司法裁判所への提訴)」、「4. (赤十字国際委員会へのあっせん依頼)」、「5. (李

ラインの警備強化問題)」、「6. (国連提訴)」、「7. (通商貿易上の措置)」、「8. (北鮮貿易)」、「9. (米国のあっせん)」がそれぞれ掲げられているほか、下記のとおりであると認められる。

記

2. (在日韓国代表部及び在日韓人に対する措置)

今まで日本側の一方的な恩恵として認めている韓国代表部や在日韓人に対する待遇を、相互主義の原則に基づき、全面的に停止するか又はこれに近い待遇にまで切り詰める措置は、対内外PRさえよろしくを得れば最も容易に納得せしめ得る措置であり、仮に韓国側が日本側で一方的にstatus quoを破ったと宣伝してもこれを有効に反駁し得るものと思われる。殊に、人道ケース及び国際会議、国際機関ケースについて引き続き寛大な措置をとれば、韓国側はかかるものすら認めていないこととの対照において宣伝効果もあると思われる。本措置を具体的に略述すれば、(イ)■■■不開示部分■■■、(ロ)韓国人に対する仮入国許可、査証発給、特例上陸許可の原則的停止、(ハ)在日韓人の在留資格変更及び再入国許可の原則的停止、並びに在留期間更新の大幅制限、等である。

これらの措置が実際上どれだけの効果を生むかは意見の分かれることであるが、例えば、最近韓国において在日朝鮮人60万が次第に北鮮にひきつけられていくことが憂慮されている事実からみると上記諸措置の効果、韓国政府の在日朝鮮人に対する把握力、影響力が一段と弱まるることは韓国側にとって相当の痛手ではないかと思われる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合にとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和35年当時の日韓会談が決裂した場合における対韓強硬措置の一部にすぎず、本件全証拠によても、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分

の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合にとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法にすぎず、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-37の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-38

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-38の文書（文書1144）は、昭和37年5月31日付で外務省北東アジア課が作成した「対韓牽制措置及び強硬措置として想定し得る手段（試案）」と題する文書であり、李ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関し、外務省内で検討した内容が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-38の文書の不開示部分は、「対韓強硬措置」の項目中にある8ページ（-8-）上から3行目から7行目までの約5行分であり、いわゆる李ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対し、その牽制として想定していた「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置につき、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の具体的かつ詳細な様子等が記録されている。

(乙A116)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、いわゆる李ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関する、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等が具体的かつ詳細に記されており、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、外交上の戦略が明らかになれば、今後の韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によつても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A116)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号2-38の文書は、「最近韓国政府は再び李ライン水域において本邦漁船拿捕の挙に出でており、我が方国内世論も、漁業関係者を中心として、漸次硬化の兆を示しているところ、単に従来のとおり口頭、文書による抗議を行うのみでは実効性に乏しいので、この際、次のごとき牽制措置を情勢の進展に応じることが適當と認められる。なお、本件牽制措置は、韓国側による本邦漁船拿捕の防止及び抑留漁船員の送還を強く促すことに目的があり、その実施はタイミングを含め極めて慎重な検討を要することはもちろんであるが、事態の推移によっては更に強い措置をとる必要性が生ずる場合も想定されるので、対韓強硬措置として想定し得る手段も列記した。」として、「I 対韓牽制措置」としては「1. 在日代表部に対する措置」、「2. 韓国人入国に対する措置」、「3. 通商上の措置」、「4. 李ラインの警備増強措置」が掲げられ、「II 対韓強硬措置」としては「1. 在日代表部に対する措置」、「2. 韓国人に対する仮入国許可、査証発給」、「3. 在日韓人に対する措置」、「4. 通商上の措置」、「5. 李ラインの警備増強措置」、「6.

漁船問題解決措置」が掲げられている。

(イ) 通し番号3-38の文書の不開示部分は、「II 対韓強硬措置」としては「1. 在日代表部に対する措置」の部分である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時、李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として取り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制としての対韓強硬措置の一部であって昭和37年当時のものにすぎず、本件全証拠によつても、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがつて、通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、①日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、②昭和37年当時、李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制としてとり得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法にすぎず、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-38の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号2-39の文書（文書1162）は、外務省北東アジア課が作成した次の文書等により構成されており、昭和37年から38年にかけて開催された漁業問題に関する日韓非公式会合の概要、外務省内での検討内容が具体的に記録されている。

(1) 昭和37年12月24日付け「日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合について」と題する文書

(2) 昭和38年7月11日付け「日韓漁業交渉の件」と題する文書

(3) 昭和38年11月29日付け「崔換兼代表との会談の件」と題する文書

2 通し番号2-39の文書の不開示部分は、次の部分である。

① 7ページ（-7-）下から1行目から8ページ（-8-）上から1行目までの約2行分（以下「不開示部分①」という。）

この部分は、上記1(1)の文書中にある、日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合において、韓国側池首席委員がト部主査及び橋主査に対して共産勢力に対する警戒の一環で述べた見解が記録されている。

② 48ページ（-48-）上から6行分（以下「不開示部分②」という。）

この部分は、上記1(2)の文書中にある、崔換兼代表とト部主査が日韓漁業交渉の行き詰まりの打開策を模索する中で崔換兼代表が述べた韓国側の人間関係を交えた情報共有のあり方が記録されている。

③ 98ページ（-98-）上から2行目から4行目までの3行分（以下「不開示部分③」という。）

この部分は、上記1(3)の文書中にある、崔換兼代表とト部主査との間の漁業協力への取り組みについてのやりとりの中での崔換兼代表が述べた韓国側の人物についての否定的な評価が記録されている。

(以上につき、乙A117)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-39の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓漁業問題に関する非公式会合における日韓両国の代表による率直で忌憚のない意見交換において、日本政府が提起した具体的対策に対する韓国側意見である上、崔換兼代表による韓国側人物についての否定的な評価を日本側が認識している内容であるから、韓国側も公表されることを想定していないものであり、これを公にすることにより、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における上記率直な発言内容が明らかになるから、現在においても韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。また、今後、懸案問題に関する政府内部の意見交換が妨げられるおそれがあるから、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。

2 原告らの主張の要旨

そもそも韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから、不開示とする理由はないし、被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国では日韓会談における外交文書は全面的に開示されているのであるから、いまさら、40年以上も前における韓国政府高官の発言内容を日本が明らかにしたからといって、韓国との間で、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A117)によれば、通し番号2-39の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、昭和37年12月24日に行われた日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合において日韓両政府の主査が漁業問題について協議した結果をまとめた前提事実(各論)1(1)の文書中にあるところ、その前後の記載は、下記のとおりである。なお、当該文書には、日韓両政府間において当該会合での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

1. 韓国側より日本側提案の漁業協定案中どこに柔軟性ありやとの質問に対しト部主査は、日本側の立場は漁業関係会合の席上、書面により説明してきているので、これをよく研究してもらえば自ずからどこに柔軟性がないかわかるはずであると答えた。

2. 橋主査が引き続き、李ラインがそのまま残るようでは日本側の国民感情として絶対承服できないと力説したところ、池主査は、韓国側は平和ラインは国防、漁業及び地下資源の3つの目的がある、このうち国防と地下資源とを目的とするものを作置する必要ありと述べた。これに対し、ト部主査は、地下資源の問題は一応今は論じないこととするが、国防についていえば漁船を捜査されることが国防ラインの名目で可能となり、それでは操業に差し支える、どうしても韓国側においてその必要があるのなら、12海里の線は漁業に関してのみの専管水

域であるが、実際その中に日本漁船が入らない範囲においてはこの問題はなくなるのであり、また韓国の港に入らない日本の貨物船で12海里の中に入るものは考えられないくらい少ないのでないかと思うと述べた。これに対し、池主査は、なるほど日本側の懸念されるところは分かるが、日韓国交回復後そのような嫌がらせはすぐ分かることだしできないではないか、韓国側としては、共産勢力に対し真剣に警戒しているのだ■■■不開示部分①■■■述べた。なお、ト部主査より、李ラインの撤廃と同じく12海里についても、柔軟性は持ち得ない旨付け加えた。

(1) 不開示部分②

不開示部分②は、昭和38年7月11日に行われた韓国側の崔換兼代表と日本側のト部主査が日韓漁業交渉に関して協議した結果をまとめた前提事実（各論）1(2)の文書中にあるところ、その前後の記載は、下記のとおりである。なお、当該文書には、日韓両政府間において当該協議での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

1. 12海里・プラス・アルファの構想ならば金外相も妥結する考え方と思う。
2. プラス・アルファについては、①12海里の外側6海里（outer side）への入会権を認めることは絶対にできない、②低潮線より12海里ではなく直線基線を採用すべきである（以上は12海里のマイナス・アルファというべきだ。）、そして本当のプラス・アルファとしては③韓半島の南東部、南部及び済州島の南部に12海里の線と7月5日の韓国提案の専管水域との間を共同規整区域を設けることを考えている。共同規整の方法については、日本側のabstentionを考えている

わけではない。

3. 漁業協力については、崔代表は1億8000万ドルの改案だが、目下これを減額するよう訓令を仰いでいるが、1億ドルくらいは長期低利で貸してもらわないと漁民の反対を抑えることが難しいと述べたが、ト部は輸銀ベースの話なら別だが難しいと答えておいた。

4. この間、ト部より、outer sixについては、水産庁を口説いてみる、直線基線については、長いものでなければ結局同意できるだろう。12海里の外側は広い共同調整水域として日本側で隻数制限をする、ただし、制限隻数は韓国漁船の増加に応じ適切な時期に再検討するとの3点を出し、上記のごとき先方の考え方を引き出したものである。

5. ■■■不開示部分②■■■

6. 崔代表は、大平大臣と金長官との話し合いに一切を任せたいと述べたが、ト部より、最終的なところはそうすべきであるが、できるだけ事務的に差を狭めておきたいので、和田・金会談の形ででも12海里で喰み出すものという問題として話を進め、共同規整の範囲や内容を話し合っておきたいと答え、先方同意した。

(以下略)

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③は、昭和38年11月頃に行われた第39回漁業専門家会合の後に崔換兼代表とト部主査が会談した結果をまとめた前提事実(各論)1(3)の文書中にあるところ、その前後の記載は、下記のとおりである。なお、当該文書には、日韓両政府間において当該会談での発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

1. 崔代表より「朴議長は、日韓会談を急ぐよう希望した。なお朴議長は、第1党にはなると判断していたが、議長は意外に○○によかった。

これは、国民が政局の安定を希っていることの証拠と思う。そのつもりでやる。帰国したら寛容と話し合いの精神で政治をしたいと述べた。そこで自分一崔一より大統領はそのつもりでも野党がその気にならなければだめでしょうと言ったところ、朴議長はもちろんそうだが、自分の基本的考えはそこにあると述べた」と内話した。

2. 漁業交渉については、崔代表は、大平・金会談で一挙に片が付くかどうか疑問で、もう1回くらいの政治会談が必要かもしれない。ただし片付くときは一挙に片付くと思う。それには漁業協力の額が問題で、自分としては、1億ドルの額が必要と思う。ただし、それを書き物にするというのではなく、気持ちとしてその数字があれば良いという意味だと述べた。ト部より、その意味は韓国側が1億ドルは援助してくれると説明することだろうが（崔肯定），そうすれば日本側はこれを否定することになり、うまく行かぬと思うと述べておいた。またト部より崔代表はかつて借りる金だから多くても困る、7～8千万ドル位ならどうかと言ったではないかと指摘し（崔否定せず），とにかく輸銀ベース経済協力1億ドル以上というのに漁業に1億ドルとなっては問題にならず、この点は予備交渉でも後宮局長が述べていると反論したところ、崔代表はそんな争点があるのかと聞いていた。■■■不開示部分③■■■

3. ト部より、漁業協力の話はもともと韓国沿岸漁民のことを考えてほしいとの希望があって、それは別途考えましょうという始まりだった。それが専管水域、共同規制でも沿岸漁民のことを考えてくれ、漁業協力でもそれを考えててくれと両方で考えることにすり替えている。我田引水すぎる、また、輸銀ベースでは沿岸漁民の利益保護のための借款は難しいが、その方法なり仕組みを考えているかと問うたところ、その点は特殊会社の設立などの案を工夫はしていると述べた。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-39の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 昭和37年当時の日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合において、韓国側が日本側に共産勢力に対する警戒の一環として述べた見解

(イ) 昭和38年当時、韓国側が日本側に述べた韓国側の人間関係を交えた情報共有の在り方

(ウ) 昭和38年当時、韓国側が日本側に述べた韓国側の人物についての否定的な評価

ウ そうであるとすれば、通し番号2-39の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、日韓両政府間の会合又は協議の際に韓国側が日本側に述べたものであって、昭和37年又は昭和38年当時における韓国側の政策・人物の実情等に関するものにすぎず、本件全証拠によっても、これらの会合又は協議の内容を現時点においてもなお非公開とする旨の約束が存在したと認めるに足りる的確な証拠がないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過し、その間に韓国の政治体制も当時のものとは全く異なるに至っていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-39の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該

情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-39の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-39の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 日韓両政府間の会合又は協議の際に韓国側が日本側に述べたものであって、昭和37年又は昭和38年当時における韓国側の政策・人物の実情等に関するものにすぎず、当該文書が作成されてから既に40年以上経過し、その間に韓国の政治体制も当時のものとは全く異なるに至っていることなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-39の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-39の文書の不開示部分に記録されている情

報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2-39 の文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-40

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-40の文書（文書1257）は、昭和30年2月24日付け外務省作成の「日韓関係の調整に関する件」と題する文書であり、日韓関係の調整に関し、現状と今後の展望についての分析を交え、外務省内で検討の内容等が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-40の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、韓国・北朝鮮関係に関する外務省の率直な見解として、北朝鮮当局の性格、韓国首脳の統治手法に対する否定的な評価が記録されている。
 - ① 3ページ（-3-）枠外上の約4行分（以下「不開示部分①」という。）
 - ② 3ページ（-3-）右から4行目下の2行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙A118）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国・北朝鮮関係に関する外務省の検討の内容であり、最も重要な隣国であるとともに、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されて

おらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の韓国政府に対する評価が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A118)によれば、通し番号2-39の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一 基本目的

(一) 善隣友好を基本的外交方針とする我が国にとって、最も地域的にも近接し政治的にも密接な関係にあるべき韓国との間に正式国交を欠くことは大きな「マイナス」であり、このことを是正するためできるだけ早い機会の日韓正式国交を樹立することが必要である。

(二) 我が国の安全の見地から見ても、南鮮にまで共産勢力が伸長することは一大脅威であるので、韓国を緩衝国として盛り立てるよう努める必要がある。

二 韓国をめぐる情勢

(一) 南北両鮮併存の状況は次第に固定化し、38度線をもって区切られた韓国は、冷戦の継続する限り現在の形で存続すると思われる。

(二) 自由陣営国家はおおむね韓国を承認しており(30か国)、北鮮を承認しているものはおよそ共産国(10か国)のみである。この点は、中共、國府の関係とは趣を異にする。

(三) 北鮮の人口(朝鮮人)はおよそ7百万といわれ■■■不開示部分①

■■■自由国家群による北鮮承認の関係は当然起こらないと思われる。

(四) 他方、韓国においても、■■■不開示部分②■■■（以下略）

三 要領

前記事情に鑑み、韓国側と非公式に国籍待遇、財産請求権、漁業及び船舶の4問題の大綱につき話し合いを行うとともに、かかる大綱を織り込んだ日韓修好条約を締結する。

右のため財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

四 期待する効果

（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和30年当時の北朝鮮当局の性格に対する否定的な評価

(イ) 不開示部分②

昭和30年当時の韓国首脳の統治手法に対する否定的な評価

ウ そうであるとすれば、通し番号2-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも昭和30年当時における北朝鮮当局の性格や韓国首脳の統治手法という40年以上前の政治体制に対する否定的な評価にすぎず、本件全証拠によっても、当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過し、その間に韓国の政治体制も当時のものとは全く異なるに至っており、北朝鮮の政治体制についても世代交代等が行われていることなど、当該文書の作成後における時の経過、

社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国等との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-40の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-40の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和30年当時における北朝鮮当局の性格や韓国首脳の統治手法に対する否定的な評価にすぎず、当該文書が作成されてから既に40年以上経過し、その間に韓国の政治体制も当時のものとは全く異なるに至っており、北朝鮮の政治体制にも世代交代等が生じていることなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではい

えない。

したがって、通し番号2-40の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-40の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。